

第 3 次中野区環境基本計画の改定について

第 3 次中野区環境基本計画は、平成 28 年 3 月、平成 28 年度を初年度とし平成 37 年度までの 10 年間を計画期間として策定した。

計画の具体的施策を定めたアクションプログラムの計画期間が平成 27 年度から平成 32 年度の 5 年間であるため、改定作業に着手する。

なお、計画に盛り込むべき上記の事項等については、中野区環境審議会に諮問する。

1 現行の環境基本計画の内容について

『環境負荷の少ない低炭素社会』を目指すべき将来像とし、CO₂ 排出量を削減するために、平成 32 年度に区内でのエネルギー消費量を平成 24 年度と比較して 5.3% (574TJ) 削減する目標を掲げた。また、将来像の実現に向けて、4 つのプロジェクトを理念に掲げ、プロジェクト推進のための具体的な取組施策として、アクションプログラムを定めた。その計画期間は、ステップ 1 を 2 年間、ステップ 2 を 3 年間とする平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とした。

2 環境基本計画の改定について

(1) 状況の変化と改定の方向性

平成 27 年 12 月第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) が開催され、地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた「パリ協定」が採択された。

パリ協定の主要な目的として位置づけられている気候変動適応への取り組みについては、平成 30 年 6 月に「気候変動適応法」が公布され、国は温室効果ガス排出削減対策と気候変動適応策を並行して進めていくとしている。

区においてもこうした背景を踏まえ、推進すべき環境施策の充実、推進を図るため、環境基本計画を改定する。

(2) 環境審議会委員の委嘱

委員は、20 人以内とし、区民、事業者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。内訳は区民 6 名 (公募区民 3 名)・事業者 10 名・学識 4 名を予定している。任期は 2 年。

(3) 中野区基本構想の改定及び中野区基本計画の策定との整合性

環境基本計画の改定に当たっては、中野区基本構想の改定及び、中野区基本計画の策定時期と重なることから、調整し進めていくこととする。

3 参考

第1次中野区環境基本計画期間 平成13年度～平成22年度

第2次中野区環境基本計画期間 平成20年度～平成29年度

第3次中野区環境基本計画期間 平成28年度～平成37年度

↳アクションプログラム第1ステップ 平成28年度～平成29年度

アクションプログラム第2ステップ 平成30年度～平成32年度

4 今後のスケジュール

2019年4月	区民委員の公募・選考
6月	環境審議会委員の委嘱・諮問
2020年	審議会答申
	計画（素案）策定
	意見交換会
	基本計画（案）策定
	パブリック・コメント手続き実施
2021年	計画策定